

業務実績等報告書様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 9 号並びに附則第 12 条第 1 項第 6 号等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
コーディネート及び事業の実施地区数 (計画値)	330 地区	—	237 地区	262 地区	260 地区	252 地区	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	69,348	—
コーディネート及び事業の実施地区数 (実績値)	—	—	259 地区	273 地区	267 地区	264 地区	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	76,643	—
達成率	—	—	109%	104%	103%	105%	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	61,582	—
都市再生事業等に係る民間建設投資誘発効果 (計画値)	1.8 兆円	—	1.4 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.4 兆円	—	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	7,154	—
都市再生事業等に係る建設投資誘発効果 (実績値)	—	—	1.6 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.6 兆円	—	行政コスト（百万円）	171,496	122,638	98,939	61,779	—
達成率	—	—	114%	100%	100%	114%	—	従事人員数（人）	752	773	782	785	—
都市再生事業等に係る経済波及効果 (計画値)	3.6 兆円	—	2.8 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	2.8 兆円	—						
都市再生事業等に係る経済波及効果 (実績値)	—	—	3.1 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	3.2 兆円	—						
達成率	—	—	111%	100%	100%	114%	—						

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 1. 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。 都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。 このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型SPCの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投</p>	<p>I 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。 このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。 なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じ</p>	<p>I 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。 このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。 なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じ</p>	<p><主な定量的な指標> ・コーディネート及び事業の実施地区数 252地区 ・将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆4,000億円規模 経済波及効果 2兆8,000億円規模 <その他の指標> ・地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） ・防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） <評価の視点> ・機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。 ・都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、コーディネート及び都市再生事業を実施したか。 ・地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、</p>	<p><主要な業務実績> <主な定量的な指標> ・コーディネート及び事業の実施地区数 264地区 ・将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆6,000億円規模 経済波及効果 3兆2,000億円規模 <その他の指標> ・地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 128地方公共団体 ・防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 48地方公共団体</p>	<p><評定と根拠> I-1-(1) 評定：B <評価の概要> 令和4年度においては、我が国の都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、第4期中期目標における重要度及び難易度（困難度）「高」の当該目標について、計画値を上回る264地区でコーディネート及び事業を実施した。各地区の着実な事業等の推進により、民間建築投資誘発効果1兆6,000億円規模、経済波及効果3兆2,000億円規模の実績をあげた。 また、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を進め、全国の地方公共団体に対応できるように体制等を整備・強化等し、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。 都市災害対策として防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、整備改善・不燃化促進するとともに、南海トラフ地震等による津波被害を想定した事前防災まちづくりの推進についても支援した。 政策的意義の高い都市再生等の推進に当たっては、大都市における競争力を強化する交通インフラの整備や地方都市等における地域の</p>	

<p>資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。</p>	<p>た多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や限界性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>た多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や限界性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進したか。</p> <p>・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。</p>	<p>特性や資源を活かしたまちづくり、安全・安心なまちづくりに当たっての都市災害に対する脆弱性の克服等、複雑で多岐にわたる都市政策上の課題がある。その中で機構は、それぞれの地区の課題や背景に応じて、様々な立ち位置・役割でまちづくりを実施・支援しており、機構が関わることで、地方公共団体や民間事業者だけでは成しえなかった大規模な整備や新たな価値の創出、投資の誘発、中長期的な視点を持ったまちづくりを実現している。</p> <p><具体的な事例・評価></p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全15地域のうち13地域でコーディネート及び事業を実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与した。具体的には、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や公平中立性を活かした輻輳する事業、属性の異なる権利者等の協議調整等、民間事業者等との多様な連携の下、都市の国際競争力強化と魅力の向上に大きく貢献した。</p>
<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要な経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、国家的プロジェクトとして、産学官連携の下、1期開発事業から多面的・連続的・継続的にエリアに関与し、事業・コーディネートを実施している。令和4年度は、2期開発区域において、都心部に大規模なみどり空間を創出する防災公園の工事に着手したほか、鉄道事業者によって新駅が開業された。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、基盤整備（土地区画整理事業・防災公園街区整備事業）と民間事業者提案による公共空間の一体的整備・施設誘導を図ることで、「みどり」空間と「イノベーション」の融合拠点の形成を着実に推進している。また、近接しながら更新が滞る芝田エリアにおいては、機構保有地を活用して地域価値向上に資する地域活動等を実施してい</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、基盤整備（土地区画整理事業・防災公園街区整備事業）と民間事業者提案による公共空間の一体的整備・施設誘導を図ることで、「みどり」空間と「イノベーション」の融合拠点の形成を着実に推進している。また、近接しながら更新が滞る芝田エリアにおいては、機構保有地を活用して地域価値向上に資する地域活動等を実施してい</p>

	<p>整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>	<p>整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>		<p>「東京駅前八重洲地区（東京都中央区）」においては、全体完成時には国内最大級の規模となる「バスターミナル東京八重洲」の整備を着実に推進し、令和4年度には第1期エリアの開業を迎えた。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、市街地再開発事業の代表施行者として事業を推進し、令和4年度には施行認可に至った。</p> <p>「愛宕地区（東京都港区）」においては、市街地再開発事業の施行者として事業を推進し、令和4年度には事業計画認可に至った。</p> <p>「広町二丁目地区（東京都品川区）」においては、土地区画整理事業の施行者として事業を推進し、令和</p>	<p>る。これらの施策を通じて、関西圏の広域中枢拠点かつ業務・商業の一大集積地にふさわしいまちづくりの実現と更なるエリア価値の向上に貢献している。</p> <p>「東京駅前八重洲地区（東京都中央区）」においては、駅前に散在するバス停を集約するため、3地区の市街地再開発事業にまたがる大規模なバスターミナルを整備している。各事業の事業主体やスケジュールが異なる中で、機構は各事業に参加組合員として参画し、段階的に各地区のバスターミナルを取得し、管理することで、3地区一体の整備・運営を実現し、国際都市東京の玄関口にふさわしい交通結節機能強化に寄与している。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、原爆ドーム周辺の景観の改善や事業区域内に位置する変電所の機能を中断せずに直接移転し更新するなど、まちの複数課題を一体的に解消する事業スキームを提案・構築し、官民連携による都心再生のリーディングプロジェクトとして市街地再開発事業を推進している。これらを通じて、市の目指すまちづくりの実現に寄与している。</p> <p>「愛宕地区（東京都港区）」においては、地元まちづくり協議会と港区からの要請に基づき、市街地再開発事業を施行者として推進し、土地の高度利用や愛宕山の環境整備、歩行者ネットワークの整備等により、国際ビジネス拠点機能の強化に貢献している。</p> <p>「広町二丁目地区（東京都品川区）」においては、公平中立な立場で関係者調整を行い、区庁舎再編や駅</p>
--	----------------------------	----------------------------	--	--	--

				<p>4年度には施行認可に至ったほか、民間事業者への土地譲渡を実施した。</p>	<p>改良といった輻輳する基盤整備を着実に推進することで、大井町駅周辺地域全体におけるまちづくりの牽引役としての役割を果たしている。</p>
<p>②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>		<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支援を積極的に推進し、国土交通省の「新しいまちづくりのモデル都市」、「ウォーカーブル推進都市」への支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、機動的な土地取得・保有等により、市主導のまちづくりを支援・補完し、施行者として市街地再開発事業を推進している。令和4年度には再開発地区全体の名称が地域の歴史を踏まえて「米百俵プレイス」に決定し、令和5年度には同施設の一部竣工により先行まちびらきを迎える予定である。</p> <p>「鹿沼市街地地区（栃木県鹿沼市）」においては、市との連携協力協</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を深め、コロナ禍においても全国の地方公共団体からの要請に対応できるよう体制等を整備・強化等したことにより、機構の認知度が徐々に浸透し、地方公共団体からの相談が着実に増加した。また、それらの多種多様な相談・課題に対し、地域の特性や資源を活かすことを念頭に置き、広域的な視点をもって、各地方公共団体が進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。具体的には、まちづくり関連計画の検討、官民連携によるまちづくり組織の立ち上げ等の支援を通して、各地方公共団体が掲げる KPI（重要業績評価指標）の実現に寄与し、128 の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、市や地元のニーズに応じて、面的かつ継続的に事業・コーディネートを実施している。同エリアの核となる市街地再開発事業を着実に推進することでコンパクトシティの実現に寄与するとともに、隣接街区で土地を取得し、その活用方策を地元主導かつ持続可能なまちづくりへの転換に寄与するよう検討を進め、市の目指すまちづくりの実現に貢献している。</p> <p>「鹿沼市街地地区（栃木県鹿沼市）」においては、まちに賑わいを創</p>

				<p>定に基づき、市の目指すまちづくりを支援している。令和4年度には、地元事業者と連携して運営するまちづくり拠点（kanuma commons）を開設した。</p> <p>「鹿児島市中心市街地地区（鹿児島県鹿児島市）」においては、中心市街地の空洞化に対応するため、市の要請を受けてまちづくりの支援を行っている。令和4年度には、市の都市再生整備計画の策定に向けて、公共空間を活用したまちづくり活動の一環として、市やまちづくり法人、大学とともに歩行者天国を活用した社会実験を実施した。</p>	<p>出するため、機構が開設したまちづくり拠点にてイベントを開催するなど、市民や民間事業者、行政が一緒になって行う公民連携まちづくりを行い、市の目指す持続可能なまちづくりの実現に貢献している。</p> <p>「鹿児島市中心市街地地区（鹿児島県鹿児島市）」においては、市の中心でありながら来街者が減少している天文館エリアにて社会実験を実施し、市の都市再生整備計画の策定に至った。引き続き、市が目指す魅力あるウォークアブルなまちづくりの実現に貢献することを企図している。</p>
<p>③防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、必要な措置があらかじめ講じられた防災性向上による安全・安心なまちづくりを進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。</p> <p>また、マンションの管理者等から</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>安全・安心なまちづくりを推進するため、地方公共団体等との適切な役割分担の下、密集市街地の整備改善や事前防災まちづくりを積極的に推進した。</p> <p>首都圏では23区を中心に多数の自治体の要請を受け、多様な事業メニューを活用した密集市街地改善を推進した。関西圏においては、他の政策上の課題や優先順位等の問題上、東京都と比べ密集市街地改善が進んでいなかったが、地方公共団体の意欲等を足掛かりとして密集市街地改善に着手した。令和4年度には全国19エリア（首都圏17エリア、関西圏2エリア）にて事業を実施した。</p> <p>また、南海トラフ地震対策等の事前防災まちづくりの推進が求められている中で、令和4年度は和歌山県や高知県において各種支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害対策として防災性向上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、老朽木造住宅の密集による建物倒壊や延焼の危険性の高さ、狭隘な地区内道路による住民の避難や緊急車両の進入の困難さ等の地区の特性によって異なる課題に寄り添い、多様な事業メニューを活用した支援を行うことで、整備改善・不燃化促進に大きく貢献した。</p> <p>また、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援も推進した。</p> <p>これらの結果、防災性向上による安全・安心なまちづくりに関し、48の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」</p>	

<p>の委託を受けた場合において、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施すること。</p>	<p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>	<p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>		<p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、防災公園街区整備事業や密集市街地整備といった複数の手法を活用して、区と連携してまちづくりを推進している。令和4年度には、令和2年に全面開園したとしまみどりの防災公園（イケ・サンパーク）の工事完了公告に至った。</p> <p>「豊町・二葉・西大井地区（東京都品川区）」においては、区と協働し多様なメニューを活用して密集市街地整備を推進している。令和4年度には、エリア内に不足する公園整備のため区に譲渡した土地の代わりに機構が取得した土地において、整備を進めていた従前居住者用賃貸住宅が完成した。</p> <p>「大和川左岸エリア（大阪府堺市）」においては、洪水対策を進める国家的プロジェクトとして高規格堤防整備が行われている。機構はこれと連携して土地区画整理事業を施行中であり、このほか令和4年度には、行政からの要請に基づき土地取得を行った。</p>	<p>においては、防災公園の整備を通じた広域防災拠点の形成や密集市街地整備の促進を通じて、まちの安全性向上を実現している。また、防災公園の整備に当たっては、首都圏初の Park-PFI を導入した計画立案の実施や隣接街区への大学誘致等賑わい創出を通じた地域価値の向上を実現し、まちの複数課題の解消に貢献している。</p> <p>「豊町・二葉・西大井地区（東京都品川区）」においては、無接道敷地解消の検討や密集市街地の整備にあたり移転等が必要となった借家人等のための従前居住者用賃貸住宅の建設・管理、公園・道路用地取得の協力を行うことで、区が進める防災まちづくりを推進し、地域の防災性向上に寄与している。</p> <p>「大和川左岸エリア（大阪府堺市）」においては、洪水対策を進める高規格堤防整備とこれに併せて高速道路の整備が行われている。機構はこれらと連携した土地区画整理事業の実施や高規格堤防整備への活用を目的とした土地取得を通して、地域の防災・減災に寄与している。</p>	
	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、中期目標期間中に 330 地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に1兆8,000億円規模の民間建築投資を誘発し、3兆6,000億円規模の経済波及効果を見込む。</p>	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、令和4年度中に 252 地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に1兆4,000億円規模(累計で1兆8,000億円規模)の民間建築投資を誘発し、2兆8,000億円規模(累計で3兆5,000億円規模)の経済波及効果を見込む。</p>			<p>以上により、年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評価とする。</p>	

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、直接建設費の増によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (2) 災害からの復旧・復興支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (計画値)	50 回	—	10 回	10 回	10 回	10 回	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	69,348	—
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (実績値)	—	—	27 回	18 回	34 回	37 回	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	76,643	—
達成率	—	—	270%	180%	340%	370%	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	61,582	—
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (計画値)	50 団体	—	10 団体	10 団体	10 団体	10 団体	—	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	7,154	—
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (実績値)	—	—	18 団体	13 団体	14 団体	13 団体	—	行政コスト（百万円）	171,49	122,638	98,939	61,779	—
達成率	—	—	180%	130%	140%	130%	—	従事人員数（人）	752	773	782	785	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価															
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価										
<p>(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。</p> <p>このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。 ・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。 ・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。 	<p>(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p>	<p>(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、令和元年7月に災害対策基本法における指定公共機関に指定されたことを踏まえ、国、関係機関との更なる連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 10回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 10団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数 ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数 ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業(災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等)の実施地区数等 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を生かした積極的な支援を行ったか。 ・国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行ったか。 ・これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 37回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 13団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への支援職員の派遣数 8人・日 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練及び研修の実施回数 12回 	<p><評定と根拠> I-1-(2)</p> <p>評定: S</p> <p><評価の概要></p> <p>定量的な指標について年度計画を大幅に上回る実績(機構の働きかけによる啓発活動の実施回数は計画値対比 370%、復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数は計画値対比 130%)を達成したことに加え、発災時には住家の被害認定業務説明会及び初めて機構単独での調査計画策定支援を実施し、啓発活動においては東日本大震災の教訓等を活かしたセミナーの開催や機構独自に開発した研修の提供、講師の派遣等の機構ならではのメニューを提供するなど、地方公共団体の災害対応力向上に大きく寄与した。さらに、関係構築においては、官民連携の災害対応の仕組みの構築に関与し、流域治水関連法の整備に伴い、防災集団移転促進事業の受委託契約を締結した。</p> <p>また、機構がこれまで実施した大規模災害からの復旧・復興支援、都市再生や賃貸住宅管理業務等で得られた経験や知見の提供等の新たな取組を行うことで、災害の多発化・激甚化や大規模地震発生のリスク増加、地方公共団体の災害対応力不足という社会課題に積極的に対応した。具体的な事例は以下のとおり。</p>	<p>① 災害からの復旧支援</p> <p>災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅(機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。)の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>	<p>① 災害からの復旧支援</p> <p>災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣、住家の被害認定調査等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅(機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。)の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>長野県佐久地域で実施した多種多様な復旧工事間の横断的な調整</p>	<p><具体的な事例・評価></p> <p>① 災害からの復旧支援</p>				
												<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>長野県佐久地域で実施した多種多様な復旧工事間の横断的な調整</p>	<p><具体的な事例・評価></p> <p>① 災害からの復旧支援</p>

	<p>合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。</p> <p>また、平成 28 年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ適切に実施する。</p>	<p>合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。</p> <p>平成 28 年熊本地震にかかる復興支援については、被災地方公共団体の意向を踏まえ、引き続き適切に実施する。</p>		<p>(災害復旧工事マネジメント業務)については、機構が設置した「佐久地域を例とした災害復旧支援に係る勉強会」での効果検証の成果を国土交通省が主催する「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」へ提供し、令和 4 年度にはガイドライン及び e ラーニング資料に掲載された。</p> <p>令和 3 年度に江の川水系における河川整備とまちづくりの一体的推進を目的とした覚書を交換した江の川流域治水推進室に対して、「治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン)【第 1 版】」に基づく地区別計画の策定及び事業推進等の支援を実施した。茨城県大洗町(那珂川水系濁沼川)においては、令和 4 年 2 月に、河川整備とまちづくりの一体的な推進に向けた相談対応を開始。令和 5 年 2 月には、大洗町と機構は法改正後初となる防災集団移転促進事業の受委託契約を締結し、まちづくりや事業推進に向けた助言や同事業の計画立案、大臣同意に向けた国との調整に関する支援等を開始した。</p> <p>また、これまでの防災集団移転促進事業に係る相談対応等で得た知見を、水管理・国土保全局主催の「治水とまちづくり連携会議」や全国地方整備局にて定期開催される「都市整備課長等会議」等において説明するなどして、状況や課題を国に対しても適宜共有した。</p>	<p>豪雨や地震の発災前又は直後から、地方整備局へのリエゾン派遣や国・地方整備局へのメール等による情報収集を迅速に実施した。また、令和 4 年 8 月 3 日からの大雨における住家の被害認定業務支援においては、山形県内の市町村に向けた説明会において概要・留意点・調査方法等についての講義を実施(職員のべ 4 人・日)したほか、山形県と調整の上で、機構に個別支援を求めている飯豊町に対し令和 2 年の内閣府との連携協定締結後初となる機構単独での調査計画策定支援を実施(職員のべ 4 人・日)した。これまでの支援を通じて培った機構の経験・ノウハウを活かし、町担当者に寄り添いながら、計画立案支援を行った。現地での支援後も適宜相談対応を実施し、迅速な罹災証明書発行に貢献し、被災者の早期の生活再建に寄与したとして、飯豊町長からお礼状を受領した。</p> <p>② 災害からの復興支援</p> <p>「東日本大震災における機構の震災復興支援事業」が、復興支援の活動だけでなく、その知見や教訓をまとめ地方公共団体職員への普及・啓発まで行ったことが評価され日本不動産学会会長賞を受賞したほか、コンストラクション・マネジメント方式(CM方式)を活用した「長野県佐久地域における災害復旧工事マネジメント」等の 5 案件が令和 4 年 6 月に全建賞を受賞するなど、機構の防災・復旧・復興の活動が評価された。</p> <p>治水対策に課題を抱える地方公共団体に対し、相談対応を実施してきた。大洗町においては、機構の支</p>
	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、外部の専門家の知見の活用や内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の</p>		<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>体制整備については、令和 4 年 6 月に「復興初動期計画調整マニュアル」を改訂し、大規模災害発生時に、</p>	

	<p>図るとともに、災害発生時に復旧や復興初期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。</p> <p>また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を50回実施することに加え、50団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>	<p>育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、災害復旧工事マネジメント業務を含む復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を10回実施することに加え、10団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>		<p>より迅速かつ円滑に復興支援を行うために手続きを明確化した。また、発災に備えた訓練については本社総合災害対応訓練を実施したほか、近畿地方整備局が主催する発災時初動対応訓練等への参画や全国被災建築物応急危険度判定協議会が主催する被災建築物応急危険度判定連絡訓練に合わせた社内訓練等計4回実施した。</p> <p>人材育成やノウハウの蓄積・継承については、全国の本部・支社・事務所等を対象とした研修を8回実施した。具体的には、出水期前に実施した住家の被害認定業務研修等災害対応支援登録者の確保を目的とした研修や近畿市町村災害復旧相互支援機構への派遣候補者向け研修、復興事業・災害対応に係るノウハウ継承を目的とした復興事業研修、大規模造成工事人材育成研修等を実施し、研修全体で186名が参加した。なお、発災に備えた研修以外にも、災害対応全般に関する基礎研修や職位別研修、部門別研修及び各本部への個別の説明会において災害対応支援業務に係る社内説明を実施した。</p> <p>事前防災や復旧及び復興支援に係る啓発活動については、従来から実施している平時における住家の被害認定業務説明会や被災建築物応急危険度判定研修等を実施するとともに、関係構築先のニーズに応じて災害復旧工事マネジメント業務から得られた知見や東日本大震災の教訓についての啓発活動を強化した。具体的には、機構が独自に開発した「復興まちづくりケースメソッド演習」を埼玉県及び神奈川県職員に対して実施したほか、機構が主催する初の</p>	<p>援のもと、国河川管理者と河川整備と家屋移転等の連携に向けた協議を開始し、防災まちづくりを検討するとともに、地元に対して災害危険区域案を提示した。これまでの機構の支援に対し、同町から感謝の意を表され、「URの継続的な支援に関する要請文」を令和5年1月に受領の上、令和5年2月には法改正後初となる防災集団移転促進事業の受委託契約を締結し、同町の事業の推進に向けた支援を実施した。また、河川整備とまちづくりの一体的推進についての課題や提案等を水管理・国土保全局及び都市局に情報共有した。都市局に対しては、防災集団移転促進事業の活用及び制度改正に向けた状況や課題共有を実施し、令和5年度の防災集団移転促進事業の制度拡充に繋がった。</p> <p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>計8回の研修の実施を通じて、復旧・復興支援に対応できる人材の育成やノウハウの蓄積・継承を図るとともに、復興初期計画調整マニュアルの改訂及び計4回の社内訓練の実施を通して、災害時に円滑に対応できる体制を強化した。</p> <p>既存の研修について、受講者の意見や国の動向等を踏まえ、内容の充実を図ったほか、復興事業や災害対応に係るノウハウを継承する目的で、現地視察や復興事業支援経験者からの講義を実施する「復興事業研修」を新たに開始し、職員の復興に関する知識の向上に寄与した。</p> <p>啓発活動では、東日本大震災の教訓等についての講演・講義等を13回実施したほか、災害復旧工事マネジ</p>
--	--	---	--	---	--

				<p>防災に関するセミナー「UR防災セミナー」を開催するなど、13回の啓発活動において東日本大震災の教訓等を活用した。</p> <p>また、内閣府の主催する「防災スペシャリスト養成研修」において密集市街地整備事業の講義を、「地区防災計画研究会」において地区防災計画策定支援経験についての講義を、東北地方整備局が主催する会議体において江の川流域治水推進室と連携した活動及び防災集団移転促進事業に係る知見等に関する講義を実施した。</p> <p>復旧・復興に資する関係構築については、過去の被災県や南海トラフ巨大地震被害想定エリアに位置する都府県等を中心に、13団体と新たに関係を構築し、発災時の連絡体制の構築や、平時における相互の災害対応力の向上に関する意見交換を実施した。また、機構が整備・所有し、民間事業者が賃借利用している土地について、大規模な自然災害の発生時に地方公共団体が災害応急対策の活動拠点とできるよう、あらかじめ官民が連携した仕組みを取り決めておく初めての事例として、千葉県、三菱地所・サイモン株式会社及び機構の3者で「発災時における民有地の提供に関する協定」を締結した。</p> <p>関係構築済団体に対しても、各地方整備局が主催する会議体・訓練への参画や講義・研修を実施するなど、各団体のニーズに合わせて連携を強化した。具体的には、東京都が市区町村職員を対象として実施した「都市復興訓練」において、ファシリテーター及び事務局として訓練の企画・運営をサポートしたほか、三重県が復興まちづくりの事前準備の</p>	<p>メント業務についての講演・講義等を計3回、内閣府と連携した研修等における講義を計10回実施するなど、年度計画を大きく上回る37回（計画値対比370%）の啓発活動により地方公共団体等の災害対応力の向上に寄与した。</p> <p>関係構築先のニーズに応じて、東日本大震災の教訓等についての研修・講義等を強化した。「UR防災セミナー」においてはライブ配信・アーカイブ配信視聴者を含めて658名が参加し、参加者から「新たな知見が得られた」「ぜひ継続して開催してほしい」との評価を受けた。また、「復興まちづくりケースメソッド演習」においては、東日本大震災の復興現場で実際に生じた重大局面を演習課題として設定し、実践対応力の養成を図った。参加者から「座学の研修と違い復興現場における臨場感を体験できた」「県下の市町村職員にもぜひ受講させたい」等の評価を受けるなど、受講者の復興まちづくりに対する意識・理解や技術力向上に寄与した。住家の被害認定業務説明会においては、概要や具体的な調査方法等講義の全編を機構にて担当し、関係構築先のニーズに応じた内容・構成の講義を実施したほか、被災建築物応急危険度判定研修や被災宅地危険度判定研修においては、平成28年熊本地震等における危険度判定支援経験に関する講義を実施し、発災初期の効率的な判定実施のための工夫点等を伝えることで、地方公共団体の災害対応力向上に寄与した。「防災スペシャリスト養成研修」においては、今年度から新たに機構がカリキュラムの一つを担当し、密集市街地での機構</p>
--	--	--	--	---	--

				<p>機運醸成と対応力向上を図るため、市町村職員を対象として実施した研修において、津波被災地における復興計画の作成や住民との合意形成の知見を活かし、運営をサポートした。また、被災宅地危険度判定講習会や被災建築物応急危険度判定講習会等においても講義を実施した。</p> <p>上記以外にも、国立研究法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」という。）とは、災害に強い社会の実現に貢献することを目指した連携を継続している。具体的には、災害時の応援受援活動の円滑化を目的とした共同研究において、令和4年度は先進的な取組や直近で災害対応を経験した行政・民間団体（計6団体）へのヒアリングを実施し、官民連携に関する現状・課題の把握と応援受援体制のあり方について、検討を実施した。</p> <p>令和5年度においても、引き続き共同研究を実施し、関係構築先と互いの強みを活かした復旧・復興に資する連携を継続していく。</p>	<p>の豊富な事業経験に基づく知見を活かした講義を行うことで内閣府の研修運営に寄与するとともに、受講者の6割が「都市防災事業の先進事例を説明できる」と回答するなど、受講者にとっても有益な情報を提供した。</p> <p>関係構築については、過去の被災県や南海トラフ巨大地震被害想定エリアに位置する都府県等を中心に13団体（計画値対比130%）と新規に関係を構築したことに加え、既に関係を構築した団体のニーズに対応した研修や講義の実施、共同研究の継続等により連携を強化し、災害対応力の向上に寄与した。</p> <p>民間企業と連携して千葉県、三菱地所・サイモン株式会社及び機構の3者で「発災時における民有地の提供に関する協定」を締結し、千葉県の熊谷知事から「1日も早い復旧復興においては活動拠点が不可欠であり、協定締結には感謝している。」との言葉をいただくなど、地域のニーズに即した災害対応力の向上に寄与した。</p> <p>関係構築済団体に対しては、各団体のニーズに合わせた連携を強化した。具体的には、東京都が主催する「水害」「震災」による複合災害を想定した都市復興訓練において、機構の震災復興事業で培った知見を活かした企画・運営のサポートにより、21の市及び区職員の災害対応力向上に貢献した。本訓練について、東京都から機構の運営支援に対するお礼状を受領したほか、国土交通省の復旧・復興まちづくりサポーター制度の連絡会議においても好事例として紹介された。そのほか、地方整備局に対しては、各地方整備</p>	
--	--	--	--	---	---	--

					<p>局が主催する情報交換会等の会議体や訓練への参画、関東地方整備局と連携した関東防災連絡会における講義の実施や東北地方整備局との災害対応の連携に関する覚書締結等、連携を強化した。</p> <p>防災科研との共同研究については、内閣府が実施している調査と連携しながら、住家の被害認定調査を主軸とした罹災証明申請・発行から罹災証明書を活用した被災者の生活再建段階に関する災害対応について、横断的な支援（パッケージ支援）の仕組みづくりへの貢献を目指し、連携を進める。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画上回る顕著な成果をあげた点を考慮し、S評定とする。</p>
--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報
2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、直接建設費の増によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3) 都市開発の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条2項6号等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (計画値)	10件	—	2件	2件	2件	2件	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	69,348	—
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (実績値)	—	—	2件	3件	2件	2件	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	76,643	—
達成率	—	—	100%	150%	100%	100%	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	61,582	—
								経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	7,154	—
								行政コスト（百万円）	171,49	122,638	98,939	61,779	—
								従事人員数（人）	34	39	43	42	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。</p> <p>このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。</p>	<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針(平成30年国土交通省告示第1066号)に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>	<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」(平成30年国土交通省告示第1066号)に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、社会情勢等を踏まえながら、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、2件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。特に独立行政法人国際協力機構(JICA)とは、海外における都市開発案件の形成において、計画策定から事業実施までシームレスな連携を重視し協力する。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の海外展開支援に係る研修・視察の受入れ件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の海外展開支援に係る研修・視察の受入れ件数 28件 <p>海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進を図るべく、事業進展の各段階において、相手国機関や企業との連携を図りながら、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援を進めた。</p> <p>具体的な事例は以下のとおり。</p> <p>中国においては、令和元年に中国城市科学研究会(以下、「城科会」という。)と日中エコモデルシティに係る協力覚書を交換し、共同で対象プロジェクトの検討を行ってきたところ、大連金普新区が進める日中エコモデルシティ建設に向けた計画策定支援及び事業実施支援を行うことで合意し、令和4年7月に大連金普新区を含めた三者間で協力覚書を交換した。</p> <p>同覚書に基づき、機構及び城科会は、大連金普新区に対して日中エコモデルシティの基本理念である、低炭素と省エネルギー、都市と自然の共生及び持続的発展経営の3つの理念に基づき、エコモデルシティ建設に必要な計画策定支援を行った。</p> <p>本計画については、令和5年1月に城科会と共同で開催した外部有識者を交えた審査会にて適格と評価され、大連金普新区に対して日中</p>	<p><評定と根拠>1-1-(3)</p> <p>評定：B</p> <p>海外の都市開発事業等への我が国事業者等の参入促進を目的に、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援業務を行っており、新たな関係構築や相手国機関との連携方法について先方との協議を重ねた。その結果、中国においてエコモデルシティ開発にかかる計画策定支援、オーストラリアにおいて先行開発エリアの開発促進支援に関して、当初の目標通り2件の覚書交換が実現できた。また、オーストラリアやタイにおいて、日本企業の進出可能な案件組成に向け、関係構築段階から検討・協議を推進する体制を構築するとともに、官民プラットフォームの活性化や各種セミナー等を通して相手国との関係構築や機構の都市開発実績・知見を共有し、相手国に対し日本企業の参入への期待を高めた。</p> <p>覚書を交換した2件については、いずれも過年度から関係構築を進めてきた成果であり、具体的なプロジェクトの検討に着手するなど、我が国事業者の参入促進に向けた環境整備段階に向けた次のステップに向けて進捗している。</p> <p>中国の案件については、世界一の炭素排出国であることから、機構がエコモデルシティの計画策定支援を通して環境問題解決に貢献できることを示したものであり、今後、優位性のある環境技術等を有する日本企業の中国進出を後押しする上での足掛かりとなることが期待</p>	

				<p>エコモデルシティ（第1号）の称号を授与することとなった。</p> <p>オーストラリアでは、ニューサウスウェールズ州政府と平成30年に覚書(MOU)を交換し、西シドニー・エアロトロポリス開発を対象に、計画調整を担う州政府傘下のウェスタン・パークランド・シティ公社(WPCA)に対して、計画策定等の支援を実施してきた。</p> <p>令和4年度は、シドニーにおいて日本企業20社48名が参加した現地セミナーをWPCAとともに令和4年11月に開催し、また令和5年2月には先行開発エリアであるブラッドフィールドシティセンターにおける都市開発と産業集積に係る協力に関する文書(LOI: Letter of Intent)に署名し、両者の関係を深化させた。</p> <p>なお、過年度から継続して支援している国のうち、主要な国において以下のとおり支援を進めている。</p> <p>タイについては、国交省・タイ運輸省・タイ国鉄との間で令和2年度に締結した協力覚書の更新と、令和3年4月に設立されたタイ国鉄資管理会社と令和4年12月にミニッツ締結をすることで、バンサー地区開発に関する今後の政府間協力の継続と、同開発の促進に向けた協力関係を強化した。また、タイ側の幹部や関係機関が参加するステアリングコミッティにおいて、民間投資を喚起する開発ビジョンとリーディングプロジェクトの開発計画を日本側で検討することを提案した。日系スマート企業11社によるワーキンググループを組成し、導入可能なスマート要素技術についての提案をとりまとめ、リーディングプロ</p>	<p>される。</p> <p>オーストラリアの案件については、日本企業20社48名が参加した現地セミナーを開催したことで、日本企業の当開発への参画意欲を高めるとともに、WPCAに対し開発に対する日本側の期待を示すことができた。</p> <p>また、WPCAとの先行開発エリアにおける都市開発と産業集積に関する協力に関する文書への署名は、相手側との関係をより強固にするものであり、現地の都市開発の推進に寄与するとともに、日本企業の参画に向けた環境整備に貢献した。</p> <p>過年度覚書を交換した国においても、我が国事業者の参入に向け、課題抽出や案件発掘、具体的検討を適切に実施している。</p> <p>タイでは、協力覚書の更新やミニッツ締結により開発の促進に向けた協力関係を強化し、タイ側の日本に対する期待を再確認することができた。また、日本側で導入可能なスマート要素技術について検討し、タイ側に提案することで、開発ビジョンとリーディングプロジェクトの実現に寄与するとともに、機構としても大型の受託契約締結に向けた道筋をつけることができた。</p> <p>インドネシアのMITJとの覚書に基づく案件形成については、現在、複数の日本企業が参画に興味を示していることから、具体的な日本企業参画の実現が期待される。</p> <p>MRTJについては、勉強会を通して、先方から機構の知見や経験に高い評価を得ており、今後、具体的な案件進捗に向けての道筋をつけることができた。</p> <p>カンボジアでは、公有地を活用し</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				<p>ジェクトをタイ側に提案することで、日本企業進出の道筋をつけた。</p> <p>インドネシアでは、令和3年度にジャカルタ首都圏交通統合公社（MITJ）との間で交換した覚書に基づき、ジャカルタ首都圏の中心部におけるTODプロジェクトにおいて日本企業参画機会の創出を踏まえた検討を共同で行い、関心企業の発掘を行った。</p> <p>その他、新規の関係構築として、MITJの親会社であるジャカルタ都市高速鉄道公社（MRTJ）との間で、交流を開始することに合意するミニッツを令和4年11月に交換し、機構の知見紹介を重ねて実施した。</p> <p>カンボジアでは、令和3年度に交換した覚書に基づき、渡航による現地調査や勉強会を実施した。勉強会では、公有地開発に関する日本企業の関心ヒアリング結果や日本の公有地活用事例の紹介等を実施した。</p> <p>このほか、官民プラットフォーム「海外エコシティプロジェクト協議会（J-CODE）」を活性化するため「改革アクションプラン」を作成し、「J-CODE 案件の形成」「情報発信」「会員企業の交流・連携」等の活動を強化した。その一環として、都市開発案件の形成に向けた国や国内政府機関との連携強化のため、在外大使館に向けて株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）とともに説明会を開催し、J-CODE・JOINの概要や会員企業の海外での活動を説明した。また、会員間での意見交換及び情報共有を図るため、会員企業、国土交通省、JICA、JOIN、横浜市等約100名が集まる全体交流会を実施した。</p> <p>さらに、日本企業の海外進出促進</p>	<p>たモデルプロジェクト検討に向け、日本の具体的な事例紹介や、日本企業の具体的な進出課題等を相手国へ共有できた。これらは、経済成長が見込まれる同国の都市開発分野への日本企業進出が進まない現状を解決する糸口となることが期待される。</p> <p>官民プラットフォームのJ-CODEでは「改革アクションプラン」を作成及び実行することにより、会員企業が、GtoGの枠組みを最大限に活かし、都市開発案件の形成に向けて取り組むことが期待される。また、在外大使館との関係構築をすることにより、現地の大使館を通じた相手国への日本のPRや事業化に向けた協議が行えるようになり、官民連携のプラットフォーム機能が強化された。また、これまで行えなかったJ-CODE全体での企業交流の実施は、J-CODEの強みである多業種の企業連携を強化できるものである。</p> <p>J-CODEの活性化や現地視察や調査報告会、ワーキンググループでの地区紹介、日本大使館による最新の都市開発に係る状況報告等の実施により、日本企業の海外進出に向けた有益な情報提供に寄与した。</p> <p>JICAとの連携においては、JICAのODAによる社会インフラ整備やマスタープラン策定支援について日本企業に共有を図ることで、日本企業が参画する具体的なプロジェクトへシームレスにつなげ、大きな相乗効果を生み出すことが期待される。</p> <p>また、インドネシアとフィリピンにおけるJICAの技術協力プロジェクトへ参画については、機構が持つ調整ノウハウの提供により民間事</p>
--	--	--	--	--	--

				<p>に向け、J-CODE 会員に対し、オーストラリア西シドニー地区の視察やワーキンググループの運営、セミナーの開催等、情報交換や交流を活発化するなど、各種の企画立案を行った。</p> <p>令和3年度に独立行政法人国際協力機構（JICA）との間で交換した覚書に基づき、JICA が行う ODA による社会インフラ整備やマスタープラン策定支援の業務について、J-CODE 会員企業への共有を図り、会員企業の関心のあるプロジェクトに関する勉強会の開催や事業化に向けた JICA と会員企業の面談を実施するなど、案件形成に向けた連携を推進した。</p> <p>また、インドネシアとフィリピンにおける JICA の技術協力プロジェクトへ参画し、職員を現地へ渡航させ、民間事業者との役割分担による計画策定支援を推進した。</p> <p>JOIN とは、同機構に持ち込まれた案件において、都市開発分野での協力可能性を検討した。さらに、海外インフラ市場への日本企業参画の促進に資することを目的とした相互連携の協議を開始した。</p> <p>人的支援に関しては、JICA 長期専門家としての技術職員の派遣や JICA 本部・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）・JOIN 等への職員の派遣により、各機関との連携強化及び人的支援を推進した。また、人材育成に関して、復職職員は原則として海外展開支援部へ配置した。</p> <p>海外の都市開発事業への日本企業の参入促進にあたって、対面・ウェブの両方式による海外からの視察・研修を行い、計 28 件のセミナーを開催し、海外にいる政府関係者</p>	<p>業者との相互補完をしつつ業務を効率的に推進した。</p> <p>JOIN との連携については、都市開発案件の計画段階から相互協力を行い案件形成することで、JOIN の出資の蓋然性を高め、日本企業の参画意欲を高めることが期待される。</p> <p>人的支援については、JICA 長期専門家や各機関へ職員を派遣することで、各組織において機構の都市開発等にかかる知見の共有やノウハウを伝えることができた。人材育成面については、派遣終了後の復職職員が派遣先で得た知識と経験を職員間で共有することにより、今後の海外部門の事業展開や海外展開支援業務に従事する職員のモチベーション向上の効果があつた。</p> <p>海外からの視察・研修の受け入れについては、継続的にニーズがあり多方面から要請を受けているなど、機構や日本の都市開発の知見が求められている。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B 評定とする。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				や日本企業等に対して機構や日本の知見を紹介することができた。		
--	--	--	--	--------------------------------	--	--

4. その他参考情報						
2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、直接建設費の増によるものである。						